

平成 24 年行政事業レビュー

「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」について

平成 24 年 6 月 13 日

日本商工会議所

○6月7日に開催された貴省の平成24年行政事業レビューにおいて、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」が「廃止」の判定となったことは、極めて遺憾であり、施策の重要性等から以下の点が危惧され、存続に向けた検討を強く望む。

1. 施策の重要性に対する正しい認識とそれを踏まえた判断を

本事業は、地方都市が疲弊する中、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」を実現すべく、内閣総理大臣から認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業について、「選択と集中」により重点的に支援を行うものである。したがって、個別の事業者等を支援するものではない。

また、本事業はそもそも、まちづくりの取り組みの基礎となる「地域の利害関係者との合意形成」に基づき「採算性が困難な事業の効率的な実施」を補うものであり、「地域のまちづくりや中心市街地の活性化に寄与している」と評価されている。

本事業は地域のまちづくりを支援する重要な施策であり、事業実績や必要性を的確に把握し広く周知するとともに、事業の存続と法の趣旨に沿った事業のあり方の検討を望む。

2. 個別事業でなく施策としての判断を

実施事業は、平成 23 年度 27 件、平成 22 年度 40 件（※中小企業庁ホームページ公表ベース）であるが、今回の行政事業レビューにおいては、特定

地域の特定事例だけをもって事業全体を「廃止」と判定しており、施策そのものの適正かつ総合的な評価がなされているとは言い難い。施策として総体的に事業を検証し判断すべきである。

そもそも本事業は、補助率 2 分の 1（あるいは 3 分の 2）、上限 5 億円の補助事業であり、事業主体が少なくとも 3 分の 1 以上の事業費を民間からの借入金などで捻出している。こうした借入においても、国の支援事業である点は信用面でのバックアップとなっている。

3. 事業当事者からのヒアリングを踏まえた検討を

本件の審議にあたっては、大半の時間が青森市の事例に基づいて議論されたが、当事者である青森市や事業関係者が不在のまま討議がなされ、結論が導き出された。限られた時間の中で事業を評価するのであれば、少なくとも当事者の参加は必須である。公正な判断が行われるよう、審議の方法について改善の必要がある。

以上